

# 第26回「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」 徳島県ブース出展募集要項

## 1. 趣旨

「とくしま六次産業化推進連携協議会」が、国内外の多数のバイヤーが参加する第26回「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」に「徳島県ブース」を設置し、県内の優れた水産物やそれらを活用した加工品等をまとめて展示することで一体的なPRを行い、本県水産物の知名度向上を図るとともに本県水産関係事業者の販路拡大に資する。

## 2. 展示商談会概要

＜第26回「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」＞

- (1) 会 期：令和6年8月21日(水)から8月23日(金)まで
- (2) 会 場：東京ビッグサイト 東館(東京都江東区有明3丁目10-1)
- (3) 主 催：一般社団法人 大日本水産会
- (4) 来場対象者：小売業(食品)、商社・卸売業・流通業、外食業、食品製造・加工業等
- (5) 特 徴：水産物を中心とした商品の展示商談会。首都圏だけでなく、海外からもバイヤーが来場し、国内外への販路拡大が期待できる。

※過去の実績(第25回「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」実績)

出展者数：600社  
来場者数：23,394名

## 3. 「徳島県ブース」概要

- (1) 出展規模：8小間程度(1小間あたり4平方メートル)
- (2) 出展対象：徳島県産の水産物及びこれらを主な原料とする加工食品等

## 4. 経費の負担について

(1)(1) 出展にあたっての事業者負担金は次のとおりとする。

○協議会の会員市町に住所または本社がある事業者：70,000円(税込)

(会員市町：徳島市、阿波市、那賀町、松茂町、北島町、藍住町、板野町)

○上記以外の市町村に住所または本社がある事業者：75,000円(税込)

(2) 出展に係る次の経費を、とくしま六次産業化推進連携協議会が負担する。

＜協議会負担対象経費＞ブース代の一部、社名板、試食用共有キッチン代(希望する場合)、共通装飾代

(3) (2)以外の経費は、各事業者の負担とする。

＜例＞各事業者の独自装飾に係る費用、展示商品発送費、旅費及び滞在にかかる費用、自社カタログ等制作費、試食・試飲サンプル費、各事業者が独自で使用する備品等のレンタル料金、電気機器を使用する場合の電気工事費及び使用電気料金等

**※申込後の出展辞退については、主催者の規定する解約料金を事業者にご負担いただきます。**

※協議会会員である徳島市、阿波市、那賀町、松茂町、北島町、藍住町及び板野町に住所又は事業所を有する事業者については、上記負担金の一部について補助を受けることができる場合があります。詳細については別途お問い合わせください。

## 5. 申込条件

**以下の(1)から(5)の条件を全て満たすこと。**

- (1) 徳島県産の水産物を生産又はこれらを主な原料とする加工食品の製造・販売(委託を含む)を行う事業者であること。
- (2) 徳島県内に住所又は事業所を有する事業者であること。
- (3) 首都圏・海外等への販路開拓のため、県外企業・海外企業等との商取引を目的とした商談が主な参加理由であること。
- (4) 会期の全日程を通じて、ブースに1名以上の商談における決裁権限を持つ担当者が常駐すること。
- (5) 協議会が実施するアンケート、聞き取り調査等への協力が可能であること。

## 6. 申込書類及び申込期間、申込書類提出先等

(1) 申込書類

① 徳島県ブース出展申込書

② 出展する商品のFCP展示会・商談会シート

※FCP(フード・コミュニケーション・プロジェクト)：食品事業者の意欲的な取組を活性化することを通じて、食に対する消費者の信頼向上を図る対策として、農林水産省が推進している取組です。

- (2) 申込期間  
令和6年4月25日(木)から5月16日(木)午後5時まで(郵送の場合、必着)
- (3) 申込方法  
申込書類を下記の提出先に郵送、FAX、電子メール又は直接持参により提出すること(電話での申込は不可)。
- (4) 申込書類提出先・問合せ先  
とくしま六次産業化推進連携協議会事務局  
(徳島県農林水産部とくしまブランド推進課 六次産業化担当)  
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
TEL:088-621-2432 FAX:088-621-2856  
E-mail:tokushimabrandsuishinka@pref.tokushima.lg.jp

7. 事業者の選定等

- (1) 選定基準  
申込者多数の場合は、以下の事業者を優先して選定する。
  - ①住所又は本社が協議会会員市町内(徳島市、阿波市、那賀町、松茂町、北島町、藍住町、板野町)にある事業者
  - ②過去のシーフードショーへの出展において、当協議会からの出展支援歴が少ない事業者
- (2) 結果の通知  
選定の結果については、決定次第連絡する。